

NIKKO MaaS連携AI観光タクシー実証事業委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するNIKKO MaaS連携AI観光タクシー実証事業委託（以下、「本事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

○NIKKO MaaS

鉄道、EVカーシェアリング、観光施設、アクティビティの検索・予約・決済にかかわる手続きをワンストップで行えるMaaSシステムを構築することで、マイカー旅行からの転換を図り、日光地域を「環境にやさしい観光地」としてブランド化するため、官民が連携して取り組むもの。

2 背景・目的

栃木県では、日光地域における観光でのマイカー依存度による交通課題や環境課題が顕著となる中、新たなモビリティサービスである「NIKKO MaaS」を活用し、県内観光産業の持続的発展とマイカーからの転換による地域課題の解決の両立ができる「環境・観光先進県」を実現することを目指している。

本事業は、NIKKO MaaSと連携したデマンド交通の自立可能性を調査・分析することで、二次交通を利用しやすく、自家用車がなくても観光できる環境を整備し、更なる観光客の増加と環境負荷低減を図るものである。

3 委託事業の概要

乙は、NIKKO MaaSと連携したAI観光タクシーを試験的に運行し、自立運営に係る諸課題を調査分析することで、新しい観光スタイルのあり方を検討する。

4 業務内容

(1) 実証運行に係る実施計画の作成

乙は、実証運行および各種調査の実施にあたり、下記に示す業務内容を踏まえて、調査計画書を作成する。

(2) AI観光タクシーの実証事業

乙は、次を基本としてAI観光タクシーの実証事業を行う。

ア 配車システムの導入

旅行者のニーズに合わせて、AIによる予約受付等ができる配車システムを導入すること。

イ NIKKO MaaSとの連携

配車システムは、NIKKO MaaSのHPを経由し、予約・運行を管理できるシステムとすること。

ウ 運行形態

① 実施時期

2022年11月頃 7日間程度

※観光動向や運行事業者の意向等を考慮し、甲と協議の上、決定する。

② 運行方法

フルデマンド型の乗合運行

③ 運行形態

自由経路ミーティングポイント型

※運行ルートは定めず、予約に応じた所定のミーティングポイントを最短経路でつなぐ

④ 乗車定員

輸送の効率化を考慮し、可能な限り多い定員数

※新型コロナウイルスへの基本的な感染対策を踏まえること。

⑤ 利用者

NIKKO MaaSを経由し、システムで利用登録した者

⑥ 運行区域

東武日光駅から二社一寺までのエリアと中禅寺湖周辺エリアを範囲として、NIKKO MaaSにおいて観光チケットを提供している施設を含む観光施設

⑦ 運行事業者

⑥の区域を拠点とするタクシー事業者

⑧ 提供方法

AI観光タクシーと観光チケット等を合わせて提供することも可

※その際、旅行業法など関連法令の資格等を有していること。

⑨ その他

運行事業実施に必要な許認可等、関連法令の手續を得ること。

エ システム関係

① 配車システム

予約受付用システムや車載端末（通信契約込み）、停留所や車両用の標章など、配車システムの導入に必要な物品等を手配する。

② システム要件等

(ア) 基本要件

- ① サーバシステムと車載端末間はインターネットにて接続される形態であること。
- ② 車載端末はインターネット回線トラブル等でサーバとの通信ができない場合でも、受信済みの予約データを元に運行の継続ができること。

(イ) 内容

- ① フルデマンドの運行を実現するため、AIの技術を活用した効率的な配車、運行ルートの生成、運行指示を可能としたシステムとする。
- ② ウェブやスマートフォンから乗車予約ができるシステムとする。
- ③ システムに蓄積されたデータにより、利用者層・時間帯の把握、乗合率などのデータを分析でき、更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できるシステムとする。
- ④ 本システムのオペレート業務は、専門知識や経験がない者でも支援機能などを活用することにより、無理なく行うことが可能なシステムとする。

(ウ) 機能

① サーバ

- A) 利用者からの予約による運行を可能とすること。
- B) 乗降場所は、あらかじめ登録された場所（駅や観光施設など）に限ること。
- C) 利用者情報（生年月日、性別などの属性）、乗降所情報、予約情報、運行実績（利用者数（件数）や、利用者・乗降位置・利用時間をそれぞれ関連して把握したデータ）等の運行データを蓄積し、必要に応じてレポートが可能なこと。
- D) 路線を定めず予約状況に応じて最適なルートを算出しての運行が可能なこと。
- E) 到着時間のバッファ設定により、複数利用者の乗り合いを調整できる仕組みであること。

② 車載端末

- A) 通信機能を有し、オペレーターからの運行指示をリアルタイムに受信することができること。
- B) 利用者が乗車したことをサーバへ送信する機能を提供すること。

オ 操作説明講習の実施

実証運行の前に、運行事業者に対して、乗車受付端末及び車載端末システム利用についての操作説明講習を実施する。

(3) PR活動

乙は、実証運行の利用を促進するため、PR活動を実施する。

(4) 利用実態調査（運行管理システムにおける利用者・運行履歴データの集計）

各種データから、利用者属性等を用いて、総利用者数、目的地、利用回数などの利用実態に関する基本的な集計を行う。

(5) アンケート調査結果の実施・集計・分析

利用者へアンケート等を行い、利用傾向の分析を行う。

(6) 本格運行に向けた課題整理

上記事業の結果を踏まえて事業性の評価を行い、本格運用に向けた課題等を抽出するとともに、必要な対策について検討整理する。

AI観光タクシー導入によるCO2削減などの環境負荷低減についての検証を行う。

(7) 報告書作成

業務内容を整理、検証し、検討結果について、他地域へも拡充できるよう、分かりやすく報告書としてまとめる。

(8) 打合せ協議

業務着手時、業務完了時、関係機関等との検討会議前、その他業務遂行上必要と認められるときは、打合せを行うものとする。（計3回程度）

5 想定スケジュール

項目	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①事業者調整									
②乗降スポット調整									
③運輸局許可申請									
③システム調整									
④PR									
⑤実証運行									
⑥集計・分析・整理									
⑦報告書作成									

6 特記事項

(1) 事故等の報告

AI観光タクシーの運行業務等において、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに甲へ報告し、対応を協議するものとする。

(2) 実施状況の報告

甲は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

(3) 資料提供の協力等

甲の求めにより運行に関する資料の提供、NIKKO MaaSに関する協議会への参加等について協力するものとする。

(4) 守秘義務

本仕様書に基づく全ての作業において、甲が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(5) 関係法令等の遵守

委託業務の履行に関し、道路運送法（昭和26年法律第183号）、栃木県個人情報保護条例その他の関係法令を遵守するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施する。

7 成果品

- (1) 報告書製本（カラー印刷） A4版 2部
- (2) 電子データ（CD-ROM等） 一式
- (3) 実証運行に係る利用者等のデータ（CSV形式など県が加工・内容把握できるものとする。） 一式
- (4) その他発注者の指示するもの。

8 契約期間

契約を締結した日から令和5（2023）年3月24日までとする。

9 その他

- (1) 乙は、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、甲との協議により、第三者に再委託できるものとする。
- (2) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、受託者の責任とする。
- (3) 乙は、この契約による業務において得た情報を外部に漏らしてはならないものとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、実施するものとする。